

4600008

名古屋市中区栄2丁目9番26号
ポーラ名古屋ビル内

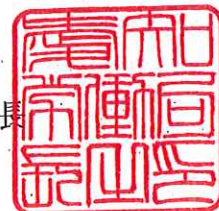
公益社団法人愛知労働基準協会

愛労発基 0403 第 3 号

令和 2 年 4 月 3 日

代 表 者 殿

愛 知 労 働 局 長



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

日頃より、労働行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）等が制定されてから 40 年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する知見が進捗する中、今般、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）及び特化則について、別添 1 のとおり所要の改正を行うことになりました。

これらについては、令和 2 年 7 月 1 日から施行することとされており、別添のとおりに厚生労働省労働基準局長より通知されています。

つきましては、貴団体におかれましても改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員等に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。